

# 桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の 防止に関する条例の全部を改正する条例案の概要

桐生市市民生活部 SDGs 推進課  
(環境保全担当)

## 1 改正の趣旨及び概要

桐生市では、土砂等による埋立て等について、「桐生市土砂等による土壌の汚染の防止に関する条例」(市土砂条例)により、土砂等の崩落による災害発生及び有害物質の混入による土壌汚染を防止し、住民の生活の安全確保及び生活環境の保全を図るための規制を行ってきました。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害等を受けて、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)が令和5年5月26日から施行され、群馬県では令和7年5月26日から規制が適用される予定です。

これに伴い、市土砂条例において盛土規制法と重複する規制を整理する必要性が生じたため、市土砂条例を改正しようとするものです。

## 2 主な改正内容

### (1) 重複する規制の整理

現行の市土砂条例では、市内全域が規制区域となり、規制の対象となる事業は、許可が必要となります。一方、盛土規制法では、市内全域が、宅地造成等工事規制区域(宅造区域)と特定盛土等規制区域(特盛区域)の2つの規制区域に分けられ、規制の対象となる事業は、群馬県に許可又は届出が必要となります。このため、重複する規制が生じることから、盛土規制法による許可が必要となる対象事業は、市土砂条例で届出制に改正します。

### (2) 上記改正に伴う条文整理及び軽微な変更

## 3 施行期日

令和7年5月26日(予定)

市土砂条例と盛土規制法の比較

	市土砂条例 (現行)	市土砂条例 (改正後)		盛土規制法	
	すべての区域	特盛区域	宅造区域	特盛区域	宅造区域
目的	土砂災害防止	土砂災害防止	—	土砂災害防止	土砂災害防止
	土壌汚染防止	土壌汚染防止	土壌汚染防止	—	—
対象事業 面積 500 m <sup>2</sup> ～ 3000 m <sup>2</sup>	許可	許可	届出 ※土壌検査 の実施	届出	許可
備考	—	盛土規制法による土砂災害防止に関する届出のため、市土砂条例による許可を維持。	盛土規制法による土砂災害防止に関する許可を受けた場合は、市土砂条例を届出とする。	—	—